

令和6年 第15回 福岡市選挙管理委員会

8月5日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 令和6年度福岡市明るい選挙推進協議会総会について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和6年8月20日（火） 午前10時30分
- ・ 令和6年9月5日（木） 午前10時30分
- ・ 令和6年9月20日（金） 午前10時30分

令和6年度
福岡市明るい選挙推進協議会

総 会

日 時 令和6年7月26日（金） 午前10時30分～
会 場 福岡市役所 1002 会議室

次 第

1 開 会

2 議題

- (1) 役員の改選
- (2) 福岡市明るい選挙推進協議会規約の改正

3 報告事項

- (1) 令和5年度 福岡市明るい選挙推進事業報告
- (2) 令和6年度 福岡市明るい選挙推進事業計画（案）

4 閉 会

目 次

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿	1 頁
福岡市明るい選挙推進協議会規約	2 頁
福岡市明るい選挙推進協議会規約改正案	4 頁
福岡市明るい選挙推進協議会規約 新旧対照表	7 頁
令和5年度 福岡市明るい選挙推進事業報告	8 頁
令和6年度 福岡市明るい選挙推進事業計画(案)	10 頁

参考資料

- 市長選挙及び市議会議員選挙における年代別投票率の推移
- 令和5年度福岡市明るい選挙推進事業報告（別紙）
- せんきょかわら版 No. 47
- 令和6年度 明るい選挙カレンダー
- セセウフ通信「CECEUF JOURNAL」vol. 9
- 考える主権者をめざす情報誌「Voters」 75号～80号
- 明るい選挙推進ハンドブック

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿

任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日

役 職	氏 名	区 分	所属団体・役職名
	野 口 公 治	区 明 推 協	福岡市東区明るい選挙推進協議会会長
	西 滋 修	区 明 推 協	福岡市博多区明るい選挙推進協議会会長
	小 林 榮 治	区 明 推 協	福岡市中央区明るい選挙推進協議会会長
	森 川 裕 史	区 明 推 協	福岡市南区明るい選挙推進協議会会長
	一 川 洋 一	区 明 推 協	福岡市城南区明るい選挙推進協議会会長
	白 石 亀 則	区 明 推 協	福岡市早良区明るい選挙推進協議会会長
	岡 弘	区 明 推 協	福岡市西区明るい選挙推進協議会会長
	細 川 勝 子	地域団体代表	福岡市七区男女共同参画協議会代表
	春 名 麻 季	学 識 経 験 者	福岡大学法学部教授
	古 相 正 美	学 識 経 験 者	中村学園大学教育学部教授
	宗 像 優	学 識 経 験 者	九州産業大学地域共創学部教授
	川原田 健 雄	報 道 関 係 者	西日本新聞社編集局報道センター長
	井 上 俊 樹	報 道 関 係 者	毎日新聞社西部本社社会部長
	村 方 和 樹	報 道 関 係 者	読売新聞西部本社社会部長
	相 沢 孝 義	報 道 関 係 者	NHK福岡放送局コンテンツセンター専任部長
	豆 田 秀 和	報 道 関 係 者	R K B 毎日放送報道部長
	井 尻 崇	報 道 関 係 者	K B C 九州朝日放送報道情報センター長
	笹 村 慶 太	報 道 関 係 者	T N C テレビ西日本報道局報道部長
	山 下 雄 三	報 道 関 係 者	F B S 福岡放送報道局報道部長
	西 山 太 郎	報 道 関 係 者	T V Q 九州放送報道部長

(順不同、敬称略)

福岡市明るい選挙推進協議会規約

（目的）

第1条 この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって明るく行われるように常にあらゆる機会を通じて福岡市民の政治意識の向上と遵法精神の高揚に努め、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協議会は、福岡市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、福岡市選挙管理委員会事務局内に置く。

（事業）

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため福岡市選挙管理委員会と協力し、社会教育団体と提携して次に掲げる事業を行う。

- 1 話し合い活動に対し助言を行うこと。
- 2 講演会、研修会、講座等を開催すること。
- 3 調査・研究に関すること。
- 4 選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
- 5 その他、目的達成上必要な事項。

（組織）

第5条 協議会は、委員若干人で組織する。

- 2 委員は、報道機関、青年団体、女性団体、社会教育団体、その他公共的団体の代表者、区明るい選挙推進協議会の代表者及び学識経験者とする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人

- 2 会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

（顧問）

第7条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において推薦する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、顧問の意見を求めるため、会議への出席を要請することができる。

（委員の就任及び辞任）

第8条 委員の就任及び辞任については、会長があらかじめ承認し、次の会議において報告し、その承諾を求めるものとする。

(役員の職務権限)

第 9 条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を行う。

(任期)

第 10 条 協議会の役員及び委員の任期は、いずれも 2 年とする。

ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(他の機関との関係)

第 12 条 協議会が第 4 条に規定する事業を実施するにあたっては、福岡市選挙管理委員会及び区明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務は、福岡市選挙管理委員会事務局において処理する。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、福岡市選挙管理委員会の明るい選挙推進事業費をもってあてる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和 37 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 16 日改正)

この改正規約は、昭和 48 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 27 日改正)

この改正規約は、昭和 49 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 4 月 24 日改正)

この改正規約は、平成 2 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 5 日改正)

この改正規約は、平成 17 年 7 月 5 日から施行する。

福岡市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって明るく行われるように常にあらゆる機会を通じて福岡市民の政治意識の向上と遵法精神の高揚に努め、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、福岡市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、福岡市選挙管理委員会事務局内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため福岡市選挙管理委員会と協力し、社会教育団体と提携して次に掲げる事業を行う。

- (1) 話し合い活動に対し助言を行うこと。
- (2) 講演会、研修会、講座等を開催すること。
- (3) 調査・研究に関すること。
- (4) 選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
- (5) その他、目的達成上必要な事項。

(組織)

第5条 協議会は、委員若干人で組織する。

- 2 委員は、報道機関、青年団体、女性団体、社会教育団体、その他公共的団体の代表者、区明るい選挙推進協議会の代表者及び学識経験者とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人

- 2 会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において推薦する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、顧問の意見を求めるため、会議への出席を要請することができる。

(委員の就任及び辞任)

第8条 委員の就任及び辞任については、会長があらかじめ承認し、次の会議において報告し、その承諾を求めるものとする。

(改正案)

(役員の職務権限)

第 9 条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を行う。

(任期)

第 10 条 協議会の役員及び委員の任期は、いずれも 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員及び委員は、前項に規定した任期が満了したのちも後任者が就任するときまでは在任することができる。
- 3 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(他の機関との関係)

第 12 条 協議会が第 4 条に規定する事業を実施するにあたっては、福岡市選挙管理委員会及び区明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務は、福岡市選挙管理委員会事務局において処理する。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、福岡市選挙管理委員会の明るい選挙推進事業費をもってあてる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和 3 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年 7 月 1 6 日改正）

この改正規約は、昭和 4 8 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則（昭和 4 9 年 3 月 2 7 日改正）

この改正規約は、昭和 4 9 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 2 4 日改正）

この改正規約は、平成 2 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 7 月 5 日改正）

この改正規約は、平成 1 7 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 6 日改正）

この改正規約は、令和 6 年 7 月 2 6 日から施行する。

福岡市明るい選挙推進協議会規約 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条（略） （任期） 第10条 協議会の役員及び委員の任期は、いずれも2年とする。 ただし、再任は妨げない。 <u>2</u> 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第11条～第15条（略） 附 則 この規約は、昭和37年6月1日から施行する。 附 則（昭和48年7月16日改正） この改正規約は、昭和48年7月16日から施行する。 附 則（昭和49年3月27日改正） この改正規約は、昭和49年3月27日から施行する。 附 則（平成2年4月24日改正） この改正規約は、平成2年4月24日から施行する。 附 則（平成17年7月5日改正） この改正規約は、平成17年7月5日から施行する。	第1条～第9条（略） （任期） 第10条 協議会の役員及び委員の任期は、いずれも2年とする。 ただし、再任は妨げない。 <u>2</u> 役員及び委員は、前項に規定した任期が満了したのちも後任者が就任するときまでは在任することができる。 <u>3</u> 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第11条～第15条（略） 附 則 この規約は、昭和37年6月1日から施行する。 附 則（昭和48年7月16日改正） この改正規約は、昭和48年7月16日から施行する。 附 則（昭和49年3月27日改正） この改正規約は、昭和49年3月27日から施行する。 附 則（平成2年4月24日改正） この改正規約は、平成2年4月24日から施行する。 附 則（平成17年7月5日改正） この改正規約は、平成17年7月5日から施行する。 <u>附 則（令和6年7月26日改正）</u> <u>この改正規約は、令和6年7月26日から施行する。</u>

令和5年度福岡市明るい選挙推進事業報告

事業内容		時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施	常時	公民館	指導学級43件 自主学級1件 1,256名参加
	有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施			
	②ホームページでの情報発信	通年	ホームページ	
	選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載			
	③「せんきょかわら版No.47」の発行	市政だより 12/15号と 同時配布	全区	約89万部発行
	明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布			
	④啓発物資の作成	適時		明るい選挙カレンダー
	明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校等で配布			
若者に対する啓発	⑤広告塔看板の設置	通年	区役所等	
	区役所、出張所の合計5か所の広告塔の設置			
	①新入社員研修での啓発	4月	福岡商工会議所	新社会人220名
	若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が開催する「新入社員基礎講座2023」で啓発冊子を配布			
	②福岡市新規採用職員研修での啓発	4月		行政職員約340名 消防職員約20名
	福岡市役所に新規採用された行政職員に啓発チラシを配布するとともに、消防職員に講義を実施			
	③20歳の人への啓発	12月 ～1月		20歳の人
	「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙の啓発記事を掲載するとともに、会場にて啓発を実施			
	④18歳選挙権等に関する啓発	1～3月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高校や大学などに 送付 ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生 約1,200名に配布
	住民票異動を呼びかけるポスターの掲示を依頼するとともに、市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布			
	⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成	適時	市役所	○定例会(月1回) ○明るい選挙出前授業への 参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発
	同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF(セセウフ)」を育成			

事業内容		時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発（学校教育と連携）	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施	募集 7～9月 作品展 12～2月	市役所 各区役所等	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 30校から125点の応募 市入選：60点 県入選：6点 国入選：1点
	将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施			
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	小学校 29校 2,865名 中学校 2校 738名 高校・特別支援学校 10校 2,114名 大学等 2校 114名
	小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施			
明るい選挙推進協議会の運営	⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出	随時	中学校等	小学校4件 中学校26件 高校12件 特別支援学校11件 その他3件
	将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出			
	①市・区明推協総会の開催	7～9月	市区	市明推協委員20名 区明推協委員58名
	明るい選挙推進活動のより一層の活性化を図るため、市区ごとに総会を開催			
明るい選挙推進協議会の運営	②（公財）明るい選挙推進協会会議等参加	①10月20日 ②11月9日、10日 ③12月10日 ④3月4日	①大分県 ②広島市 ③長崎県 ④東京都	①区選管職員 ②市明推協会長 市選管職員 ③セセウフ ④市明推協会長 市選管職員
	明るい選挙推進と情報交換のため、（公財）明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加			
	①地域コミュニティフォーラム			
	②明るい選挙リーダーフォーラム ③若者リーダーフォーラム ④代表者会議・全国フォーラム			

令和6年度福岡市明るい選挙推進事業計画（案）

事業内容		時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施	常時	公民館	計画47学級(60回) 〈令和5年度実績〉 44学級開催
	有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施			
	②ホームページでの情報発信	通年	ホームページ	
	選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載			
	③「せんきょかわら版No.48」の発行	市政だより3/1号と同時配布	全区	約90万部発行見込
	明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布			
	④啓発物資の作成	適時		明るい選挙カレンダー
	明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校、イベント等で配布			
若者に対する啓発	⑤広告塔看板の設置	通年	区役所等	
	区役所、出張所の合計5か所の広告塔の設置			
	①新入社員研修での啓発	4月	福岡商工会議所	新社会人220名
	若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が開催する「新入社員基礎講座2024」で啓発冊子を配布			
	②福岡市新規採用職員研修での啓発	4月		行政職員約310名 消防職員56名
	福岡市役所に新規採用された行政職員及び消防職員に講義の実施			
	③20歳の人への啓発	12月～1月		20歳の人
	「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙の啓発記事を掲載するとともに、会場にて啓発を実施			
	④18歳選挙権等に関する啓発	1～3月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高校や大学などに送付予定 ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生 約1,200名の配布
	住民票異動を呼びかけるポスターの掲示を依頼するとともに、市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布			
	⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成	適時	市役所	○定例会(月1回) ○明るい選挙出前授業への参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発
	同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF(セセウフ)」を育成			

事業内容		時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発（学校教育と連携）	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施	募集 7～9月 作品展 11～2月	市役所 各区役所等	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 〈令和5年度実績〉 30校から125点の応募 市入選:60点 県入選:6点 国入選:1点
	将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施			
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	実施校募集中 〈令和5年度実績〉 小学校29校 中学校2校 高校・特別支援学校10校 大学等2校
	小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施			
明るい選挙推進協議会の運営	⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出	随時	中学校等	実施校募集中 〈令和5年度実績〉 56件
	将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出			
	①市・区明推協総会の開催	7～9月	市区	市明推協委員20名 区明推協委員58名
	明るい選挙推進活動のより一層の活性化を図るため、市区ごとに総会を開催			
明るい選挙推進協議会の運営	②(公財)明るい選挙推進協会会議等参加	①5月15日 ②12月頃 ③10月頃 ④11月頃 ⑤3月頃	①オンライン ②沖縄県 ③鹿児島県 ④北九州市 ⑤東京都	①市選管職員 ②セセウフ ③区選管職員 ④市明推協会長 市選管職員 ⑤市明推協会長 市選管職員
	明るい選挙推進と情報交換のため、(公財)明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加			
	①選挙啓発事務担当者研修会			
	②若者リーダーフォーラム			
明るい選挙推進協議会の運営	③地域コミュニティフォーラム	①5月15日 ②12月頃 ③10月頃 ④11月頃 ⑤3月頃	①オンライン ②沖縄県 ③鹿児島県 ④北九州市 ⑤東京都	①市選管職員 ②セセウフ ③区選管職員 ④市明推協会長 市選管職員 ⑤市明推協会長 市選管職員
	④明るい選挙リーダーフォーラム			
	⑤代表者会議・全国フォーラム			